

当金庫の役職員が、現金や証書・通帳などをお預りする際には、当庫所定の

「受取票」または「お受取書」を使用、発行します。名刺やメモなどで現金等をお預りすることはありません。当金庫の役職員が、「受取票」「お受取書」を使用、発行しなかった場合や、その他不審に思われた場合は直接本部業務部へお問合せください。

お問合せ先                      西兵庫信用金庫 業務部

フリーダイヤル    0 1 2 0 - 8 6 - 2 4 4 0